

令和5年3月27日開催

新庄市農業委員会第34回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄農業委員会総会（令和5年3月）議事録

1. 開催日時 令和5年3月27日（月）午前10時
2. 開催場所 新庄市民プラザ
3. 出席委員（16名）

1番 浅沼 玲子	2番 笹 行也
3番 清水 哲夫	4番 間 真一
5番 田宮 成彦	6番 丹 茂
8番 五十嵐 成生	9番 佐藤 啓右
10番 齋藤 謙二	11番 指村 貞芳
13番 高山 光弥	14番 森 良一
16番 下山 秀一	17番 星川 秀男
18番 佐藤 喜代志	19番 早坂 浩樹
4. 欠席した委員（3名）

7番 星川 豊	12番 三原 康志
15番 星川 吉和	
5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
日程第 2 議案第 123 号 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて
日程第 3 議案第 124 号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 125 号 農地法第4条第8項の規定による協議に係る事前調整申出に対する意見について
日程第 5 議案第 126 号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 127 号 農用地利用集積計画について
日程第 7 議案第 128 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて
日程第 8 議案第 129 号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について
日程第 9 報告第 97 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 10 報告第 98 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

6. 出席した事務局職員

事務局長 横山 浩 総務主査 鏡 彰広
主任 庭崎 佳子

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和4年度新庄市農業委員会第34回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は16名です。欠席通告者は、7番星川豊委員、12番三原康志委員、15番星川吉和委員の3名です。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本第34回総会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長に議長をお願いいたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に6番丹茂委員と8番五十嵐成生委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広さんと庭崎佳子さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第123号農地法第3条の規定による許可の取り消しについてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第123号農地法第3条の規定による許可の取り消しについて、稲舟地区1件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から調査の結果について報告をお願いします。それでは、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○13番

稲舟地区1番につきまして、3月20日に調査確認いたしました。昨年11月に農地法第3条の規定による許可を受けた案件ですが、譲受人が諸事情により購入することができなくなったとのこと。なお、譲渡人とも双方合意しており問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第123号農地法第3条の規定による許可の取り消しについては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第123号農地法第3条の規定による許可の取り消しについては、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第124号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。ここで、13番高山光弥委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法等に関する法律第31条の規定により退席いたします。

暫時休憩します。

(高山光弥委員退席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第124号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区4件、稲舟地区6件、萩野地区4件、八向地区5件、計19件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区1番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。この農地は以前より借人が耕作していた農地であり、賃借料も双方合意しており問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区2番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。貸人と借人は親戚関係にあり、賃借料も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、新庄地区3番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区3番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。新庄地区2番と同様であり、双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくをお願いします。

○議長

続いて、新庄地区4番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区4番につきまして、3月18日に調査確認いたしました。同一世帯、親子間の貸借であり、問題ないと判断いたしましたので、宜しくをお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区1番につきまして、3月20日に調査確認いたしました。貸人が貸人の農地の近隣で耕作している借人と話し合い、賃貸借となりました。賃借料についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくをお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区2番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区2番につきまして、3月1日に調査確認いたしました。譲渡人から以前より売りたいとの申し出があり、近隣の譲受人に話したところ売買となりました。対価についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくをお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区3番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区3番につきまして、3月16日に調査確認いたしました。譲渡人が体調を崩し後継者がいないこともあり、昔農地を貰った本家である譲受人に返すことにしたとのことでした。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくをお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区4番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区4番につきまして、3月19日に調査確認いたしました。譲渡人の農地が譲受人の農地のすぐ近くにあり、譲受人の農地も譲渡人の自作地のすぐ近くにあったため交換することになったとのことです。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくをお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区5番について調査報告をお願いします。

○4番

稲舟地区5番につきまして、3月18日に調査確認いたしました。貸人が体調を崩し離農したいとのことで、近隣の耕作者である借人に依頼した案件です。賃借料についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくをお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区6番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区6番につきまして、3月19日に調査確認いたしました。経営移譲年金受給のための使用貸借権の再設定であり、妥当だと考えます。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくをお願いします。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○10番

萩野地区1番につきまして、3月19日に調査確認いたしました。貸人と借人は親戚であり、賃借料はなしの使用貸借となっています。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくをお願いします。

○議長

続いて、萩野地区2番について調査報告をお願いします。

○10番

萩野地区2番につきまして、3月19日に調査確認いたしました。譲渡人と譲受人の田

が道路をはさんで分散しておりまして、この度交換することになりました。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区3番について調査報告をお願いします。

○10番

萩野地区3番につきまして、3月19日に調査確認いたしました。こちらは萩野地区2番の農地と交換される農地になります。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区4番について調査報告をお願いします。

○19番

萩野地区4番につきまして、3月18日に調査確認いたしました。貸人の農地を貸人達が経営する農事組合法人である借人に貸借するもので、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区1番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。稲舟地区4番関連であり、譲渡人の農地が譲受人の農地のすぐ近くにあり、譲受人の農地も譲渡人の自作地のすぐ近くにあったため交換することになったとのこと。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区2番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区2番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。貸人と借人の新規賃貸権設定であり、賃借料は水代込みということで双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区3番について調査報告をお願いします。

○5番

八向地区3番につきまして、3月19日に調査確認いたしました。貸人と借人の新規賃貸権設定であり、賃借料についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区4番について調査報告をお願いします。

○5番

八向地区4番につきまして、3月19日に調査確認いたしました。以前より貸人の田を借人が耕作しており、この度新規に契約するとのことです。賃借料についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区5番について調査報告をお願いします。

○5番

八向地区5番につきまして、3月8日に調査確認いたしました。以前より貸人より農地を耕作してくれる方を探してほしいとの相談があり、この度借人との新規賃貸権設定となりました。賃借料が安価な田があるのは、慢性的な水不足のためそばを植えるからです。賃借料についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第124号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第124号農地法第3条の規定による許可申請につい

ては、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休憩します。

(高山光弥委員入場・着席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

次に日程第4、議案第125号農地法第4条第8項の規定による協議に係る事前調整申出に対する意見についてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第125号農地法第4条第8項の規定による協議に係る事前調整申出に対する意見について、稲舟地区1件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から調査の結果について、報告をお願いします。それでは、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区1番につきまして、3月19日に調査確認しました。事由は事務局による詳細説明のとおりであり、問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第125号農地法第4条第8項の規定による協議に係る事前調整申出に対する意見については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第125号農地法第4条第8項の規定による協議に係る事前調整申出に対する意見については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第5、議案第126号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第126号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1件、稲舟地区1件、萩野地区3件、計5件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から調査の結果について、報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区1番につきまして、3月18日に調査確認しました。事由は事務局による詳細説明のとおりであり、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○4番

稲舟地区1番につきまして、3月22日に調査確認いたしました。貸人と借人は関連会社であり、岩石採取に伴う発生土を利用して田の高低差をなくす農地改良です。この土地を毎年巡回しており、整地されており、崖崩れの心配もないことを確認しております。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○11番

萩野地区1番につきまして、3月20日に調査確認いたしました。貸人と借人と一緒に

現地を確認しました。事由は事務局による詳細説明のとおりであり問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区2番について調査報告をお願いします。

○10番

萩野地区2番につきまして、3月20日に調査確認いたしました。事由は事務局による詳細説明のとおりでありました。また、泉田川土地改良区に依頼し安全パトロール、掘削深の厳守をお願いしました。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区3番について調査報告をお願いします。

○10番

萩野地区3番につきまして、3月20日に調査確認いたしました。事由は事務局による詳細説明のとおりでありました。また、泉田川土地改良区に依頼し安全パトロール、掘削深の厳守をお願いしました。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第126号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第126号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第6、議案第127号農用地利用集積計画についてを上程します。

ここで、2番笹行也委員、17番星川秀男委員が関係委員となっておりますので、農業

委員会法等に関する法律第31条の規定により退席いたします。
暫時休暇します。

(笹行也委員、星川秀男委員退席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。
それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第127号農用地利用集積計画について、新庄地区6件、稲舟地区10件、萩野地区2件、八向地区2件、計20件ご提案申し上げます。
(議案書を基に申請内容を説明。)
ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった所有権移転4件、賃借権設定新規8件、再設定8件、計20件について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第127号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第127号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決、決定されました。
ここで、退席委員の入場を認めます。
暫時休暇します。

(笹行也委員、星川秀男委員入場・着席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。
次に日程第7、議案第128号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しにつ

いてを上程します

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第128号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについてをご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第128号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第128号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについては、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第8、議案第129号令和5年度最適化活動の目標の設定等についてを上程します

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第129号令和5年度最適化活動の目標の設定等についてをご提案申し上げます。(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった令和5年度最適化

活動の目標の設定等について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第129号令和5年度最適化活動の目標の設定等については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第129号令和5年度最適化活動の目標の設定等については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

それでは報告案件に入ります。

日程第9、報告第97号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第97号農地法第3条の3第1項の規定による届出につきまして、新庄地区4件、稲舟地区1件、萩野地区4件、八向地区2件、計11件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に報告内容を説明)

○議長

ただいまの報告第97号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第97号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第10、報告第98号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程

します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第98号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区3件、稲舟地区4件、萩野地区1件、八向地区1件、計9件を議案書に基づきご報告申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第98号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第98号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり可決、承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

その他の件について何かございますか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これにて新庄市農業委員会第34回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和5年3月27日

新庄市農業委員会

議 長 浅 沼 玲 子

議事録署名委員 丹 茂

議事録署名委員 五十嵐 成 生